

平成 28 年度農地中間管理事業評価

平成 29 年 6 月 21 日
農地中間管理機構評価委員会

1. 貸借実績について

県の担い手への農地集積の状況調査によると、平成 28 年度に担い手に集積された面積（増加面積）は 2,145ha であり（機構事業含）、計画の 5,000ha に対して 43%、担い手への集積率は昨年度より 2%UP し 49%であった。

このうち機構事業による実績は、763ha（貸付面積 1,050ha（始期ベース）うち新規集積面積 641ha＋特例事業での機構からの売渡面積 122ha）であった。

機構事業だけを見れば全体の 36%ではあるが、機構発足後の集積率の伸びをみると、機構事業の推進が県全体の農地の流動化を活発化させていると思われる。

一方、優良農地の出し手不足や条件不利地域における担い手不足、機構事業の手続きの煩雑さや権利設定期間の長さ等事業推進上の課題も浮き彫りにされており、その対応について今後検討していく必要がある。

2. 推進体制について

機構では、70団体に相談窓口を設置、38団体と業務委託契約を締結し事業の推進を図っているが、市町毎に実績には濃淡が生じているのが現状である。

平成29年度は、農地利用最適化推進委員が20市町で委嘱されるので、地域ぐるみでの集積・集約化の積極的な推進のため、推進委員との連携体制の構築化を図ることが重要であろう。

3. 事業の啓発・普及について

条件不利地域等担い手がない地域においては、農協出資法人の設立や集落営農の法人化を進め、地域ぐるみで農地を守っていく仕組み作りが必要である。

人農地プランも5年目を迎え見直しの時期であるため、地域単位での「担い手の育成プラン」を考えるべきではないだろうか。

国においても機構法施行5年後見直しに向け、今年度中には現状調査し、法改正を視野に入れた検討をする、ということであるため、機構事業のメリットを残しつつ、事務手続きの簡素化を図れるよう要望をしていくべきである。

機構事業については、新聞・ラジオ・テレビ・その他広告により広くPRをしているところだが、まだまだ周知が必要である。今後も継続して公告等を行うべきである。

4. 総合評価

今後、事業を推進していく上で、農地の出し手の掘り起しや事業周知が必要であり、広告等のほか、農地利用最適化推進委員による農家へのきめ細やかな働きかけも重要である。

農地利用最適化推進委員や農業委員、市町や機構、関係機関等が連携を図り、地域ぐるみでの集積・集約化を進められる様な体制を確立させることが、集積・集約化を加速させるために必要である。